（様式第2号）

島本町社会教育委員会 会議録

令和4年12月6日 作成

会議の名称	令和4年度 第 1 回社会教育委員会議		
会議の開催日時	令和4年 11月14日 （月） 午前10時～午前11時		
会議の開催場所	島本町役場 地階 第五会議室		
公開の可否	(可)・一部不可・不可	傍聴者数	0
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席者	委員	中村 智　岩崎 れい　川口 直樹 松原 美代賀　辻 輝次　谷 洋子 板井 義治　渡部 智恵	
会議の議題（議題）	（1）教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について 〔資料1〕 （2）こども読書活動の実施について 〔資料2〕 （3）社会教育関係団体補助金の見直しについて 〔資料3〕 （4）島本町住民福祉審議会委員の推薦について 〔資料4〕		
決定事項等			
審議等の内容	別紙会議録のとおり		
配布資料	別紙会議資料のとおり		

【会議録】

令和４年度第１回島本町社会教育委員会議

■ 辞令交付

■ 教育長あいさつ

■ 自己紹介

■ 議長・副議長の選出（中村議長、岩崎副議長を選出）

■ 署名委員の選出

【議　題】

（1）　教育･保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

事務局：　教育･保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について、説明。資料1

委　員：　「動くこども１１０番運動」とあるが、これはどのような活動か。「こども１１０番の家」とは異なる活動か、お聞きしたい。

事務局：　もともとは、街の中に旗やステッカーを掲示することで、子どもたちに対する防犯啓発活動として大阪府内一律でおこなっていたと聞いている。現在は各市町村で独自に取り組んでおり、本町では島本町ＰＴＡ連絡協議会や島本町青少年指導員協議会の協力を得て、啓発活動に取り組んでいる。

委　員：　「動くこども１１０番運動」とは、保護者の自転車や民間会社の営業車、または工事車両等にポスターを貼ることで、広域でパトロールし、啓発活動を行っている。「こども１１０番の家」とは異なるが、目的は同様のものである。

委　員：　島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会とは、具体的にはどのようなものか。また、他の事業では具体的な活動について書かれているようだが、ここでは指示事項に「実行委員会の円滑な運営に努める」とあり、違和感がある。どういった意図でこのような指示がされているのか、お聞きしたい。

事務局：　いきいき・ふれあい教育事業は、実行委員会形式で活動している。家庭、地域、学校の総合的な教育力の向上を図り、地域社会を挙げて子供の健全育成に向けた取組を促進することに学校教育や地域における諸活動を活性化するとともに、自立自己表現豊かな人間

関係作りなど子どもに対して生きる力を育むことを目的に平成１２年度から続いている事業である。具体的には、各学校、保育所、ＰＴＡ等が関わり、パトロール等の活動や、活動内容を広く周知するために広報部会を設けて「いきふれだより」の発行にも取り組んでいる。しかし、近年はコロナの影響もあり、活動自体がそもそも十分にできておらず、滞ってしまっている。そうした状況を鑑みて「円滑な運営」という指示が入ったものである。また、実行委員会制だが、事務局として町も関わっているため、円滑な運営ができるようにサポートをするといった意味合いも含まれている。

副議長：　青少年人権教育事業の「学習支援の場」と「識字学級」について、おそらく地域によって異なると思うが、島本町ではターゲットはどのような方か、どのような取組をしているか、お聞きしたい。

事務局：　まず「学習支援の場」だが、小中学生が主な対象になっている。放課後に町立人権文化センターに集まり、町が任用した会計年度任用職員が学校の宿題や勉強のサポートを行っており、学習後にはレクリエーション活動等もしている。みんなで集う場所の提供といった目的も込めて設定している事業である。

「識字学級」については、「学習支援の場」と同様に町立人権文化センターでかなり以前から行っている。以前は字が読めない方に対して、できる限り読めるようになるよう、取り組んでいた。現在は受講生が３名から４名程度おり、識字の勉強の他、地域についての勉強等も行っている。

副議長：　社会的に見て、親の経済格差が子どもの学力格差になってしまうといったことが言われている。そうした面からも、こういった事業や、学校や保護者だけでない地域の力が、より子どもたちの成長に繋がっていくように今後とも支援を続けていってほしい。

議　長：　学校ごとの放課後学習について、現在はコロナで一部の学校が中断したままだが、またそうした機会があれば、地域の方のボランティアの力も生かしていけるようになるのではと思う。

委　員：　人権文化センターの学習支援と、学校の学習支援とは別か。

議　長：　別である。「学習支援の場」は生涯学習課の事業だが、学校の学習支援は、学校単位で行っている。ボランティアについては今年度から教育センターに管轄が変わり、そこにボランティア登録をされ

た方が派遣されるという形である。機会があれば、ボランティアや子どもたちの勉強の支援等をやっていただければ、と思う。

委　員：　「学習支援の場」だが、子どもたちが勉強する習慣を身につけられるようにすること。また、年齢の離れた子どもたちが一緒になれる場所を提供すること。この二つが目的であると思っている。

ただ、人権文化センターの立地上、町内全域の子どもたちが来るというのが難しく、そこは少し気にかかる部分である。

議　長：　その意見は以前から出ている。今後の検討課題としていただきたいと思う。

本件について、承った。

（２）　こども読書活動の実施について

事務局：　こども読書活動の実施について、説明。資料2

副議長：　ブックスタート事業について、どのような取組かお伺いしたい。

事務局：　現在のコロナ禍においての内容としては、図書館からおすすめの本等についての冊子のようなものを作成し、担当課にそこで説明してもらう形で、図書館職員は直接参加していない。

副議長：　子どもの検診のときにそういうことがあるという、本の紹介ということか。

事務局：　冊子等を渡して、図書に関心を持っていただくというものである。

副議長：　自治体によっては、例えば目の見えない子どもたちの場合は点字図書の案内等、行政サービスの案内を一緒に入れるといった取組をされているところもあるが、そういったことは何かされているか。

事務局：　一般的には夏休み前になれば、子どもたちに向けて図書館司書からおすすめ本を作成し配布等しているが、視聴覚の不自由な方に対しては、まだ十分にできてない部分もあるため、今後の検討課題としていきたい。

副議長：　学校図書館についてだが、蔵書の規模はどれくらいか。町立図書館から貸し出すこともちろん良いことだが、本来であれば、学校が自前でまかなうのが一番いい。

委　員：　学校の規模が異なるので、図書館の規模も異なる。その学校の図書標準を基準に予算が立っており、蔵書は分野別に子どものニーズに合ったものを揃えて置くよう努めているが、蔵書数については各

校にばらつきがある。予算もあるため、学校図書館だけでは十分ではないが、町立図書館と連携し、学校だけで揃えられない本については町立図書館に補っていただきたい。また、子どもが直接図書館に行くということも大事であり、いろいろな学びを得てもらいたいと考えている。いろいろなところで本が手に取れる、また、本が借りられる場所を確保していくことも、町立図書館との連携を以って図られるべきである。単元の終了後にその作者の別の著作や、同じテーマの品を取り上げてみたいという場合に、学校だけでは難しいので、町立図書館にて補っている。

副議長：　子どもたちができるだけ多くの本に触れることが出来るように取組がされているということで理解した。「町立図書館に行っておいで」と言っても、例えば低学年の子1人で行くのはやはり危ない部分もある。学校で貸してもらえるという機会は大きなことだと思うので、今後も取組を続けてほしい。

委　員：　「団体貸出の実施」とあるが、今の話は、「個人貸出」になるのか。

事務局：　「個人貸出」である。「団体貸出」とは、先ほどの学校との連携とは異なり、いろいろなボランティア団体や読み聞かせの会等への貸出のことである。

委　員：　「読み聞かせボランティアの養成」という項目が出ているが、ボランティアも高齢化しているので、少し若い世代の方々が入っていただけるようにボランティアを新たに募集するのを、お願いしたいと思っている。

　また、町内四つの小学校それぞれに読み聞かせのグループがあるが、それらがお互いに繋がりを持つようなことができればいいと以前から考えている。それに関してもぜひ町の力添えがいただければと思う。

事務局：　ご意見として伺う。また、学校側でもボランティアのネットワークが形成されれば良いと考えている。

委　員：　「読書手帳の活用」とあるが、読書手帳とはどのようなものか。

事務局：　「島本町子ども読書活動推進のための方針」を作成した当時は、自分自身でいつ、何の本を読んだのか分かるよう、手帳のような形で、手書きの表を作成したと聞いている。

現在、それに近い現在の事業として「読書オリンピック」を行っている。これは読了した本について、いつ、何の本を読んだのか用紙に記入し、読んだ本が１０冊に達すれば、町立図書館にてシールを１枚渡す、目標の８０冊を達成すれば景品を渡すというものである。読書手帳とは異なるが、多くの本を読んでいただき、記録を残していただくような事業として今も展開している。

議　長：　本件について、承った。

(3)　社会教育関係団体補助金の見直しについて

事務局：　社会教育関係団体補助金の見直しについて、説明。資料3

委　員：　補助金については以前から行財政改革の中で見直しの話が上がっていたが、すぐに移行することは難しかったと思う。今回このような形になったが、今後も慎重に進めていただきたい。

本件について、承った。

(4)　島本町住民福祉審議会委員の推薦について

事務局：　島本町住民福祉審議会委員の推薦について、説明。資料４

議　長：　現在、私が委員となっている。任期替に伴い、他の委員に変わっても問題ない。希望される委員がいなければ、継続してもかまわない。

委　員：　継続していただければ、と思う。

議　長：　引き続き、私が委員となる。

本件について、承った。

以上をもって閉会とする。

以上

資料１

令 和 ４ 年 度

教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項

令 和 ４ 年 ３ 月

島本町教育委員会

目　　次

はじめに 1
Ⅰ　知・徳・体の調和と生きる力の育成 3
【１】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進 3
【２】確かな学力の育成 4
【３】英語教育の推進 6
【４】豊かな人間性の育成 7
【５】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 9
【６】保幼小連携の推進 11
【７】支援教育・保育の充実 12
Ⅱ　信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり 13
【１】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 13
【２】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり 14
【３】教職員の資質向上と服務の徹底 16
【４】快適な教育・保育環境の整備 18
Ⅲ　社会教育と生涯学習の推進 19
【１】青少年健全育成の推進 19
【２】文化財保護の推進 20
【３】生涯学習活動の推進 21
【４】図書館サービスの推進 22
【５】スポーツ活動の推進 23

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成２７年４月１日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなって、５年以上が経過した。

本町においても、平成２７年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の５点を基本とする「島本町教育大綱」（平成２８年１月１２日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で育まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「教育振興基本計画における後期事業計画」（平成３０年度から５年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、主要施策「みづまろキッズプラン（３か年）計画」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通した学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の

教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、１０年後の多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にした教育活動を推進していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、１人１台端末等のＩＣＴ機器を効果的に活用していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和２年３月に、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和２年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和４年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

Ⅰ　知・徳・体の調和と生きる力の育成

【１】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。（学識経験者意見）
⑵　全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
⑶　一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
⑷　府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学１年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
⑸　児童・生徒の資質・能力向上のために、教育内容等を教科横断的な視点で組み立てていく。

[本年度の指示事項]

⑴　進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
⑵　進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
⑶　進学を希望する日本語指導が必要な児童・生徒の進路に関しては、入学者選抜制度の周知を含め、受験上の配慮事項及び申請手続等、より丁寧な対応に努めること。
⑷　不登校等の課題のある生徒に対しては、早い時期から進路を見据えた適切な指導・支援を行うことができるよう配慮し、各関係機関とも連携しながら、継続した支援を行うこと。
⑸　「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
⑹　学校の立地を生かした施設併設型の一貫教育（第二中学校ブロック：二小・二中）や一貫教育（第一中学校ブロック：一幼・一小・三小・四小・一中）において、府のスクールエンパワーメント※推進事業（確かな学びを育くむ学校づくり）や、加配教員（指導方法の工夫改善定数、児童・生徒支援加配教員等）を活用しながら、特色ある取組を推進すること。
⑺　児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

【小中一貫教育推進に係る主な取組】
○小中一貫教育推進協議会の開催
○小中一貫教育推進協議会事務局会議　月例で開催
○全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
○つなぎングスクール（合同授業参観、小学校６年生による中学校での授業・部活動体験等）
○研究発表会等への参加

【２】確かな学力の育成

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　全国学力・学習状況調査、大阪府チャレンジテストや小学生すくすくテスト等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、ＰＤＣＡサイクルを機能させる。

⑵　設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。

⑶　加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。

⑷　安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。

⑸　児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。

⑹　新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒の実情に応じ創意工夫して実施する。

⑺　小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

［本年度の指示事項］

⑴　全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学情報習課題、学習形態、学習評価の４点について改善に取り組むよう指導すること。

⑵　教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。

⑶　探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現に分けた探究中心の授業づくりを１年間の見通しを持って、計画・実施すること。

⑷　大阪府チャレンジテスト（中学校全学年対象）、大阪府すくすくテスト（小学校第５・６学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第６学年・中学校第３学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。

⑸　スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。

⑹　各学校において、ＩＣＴ活用を効果的に活用するために、ＩＣＴワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○大阪府教育庁　スクールエンパワーメント推進事業（ＳＥ事業）
　・確かな学びを育む学校づくり（第三小学校、第二中学校）
○大阪府教育庁作成「ことばのちから」活用シートの活用
○島本町「子どもの学び」サポート事業
　・教育センター「学校支援本部」の協力による自学自習力の育成

※カリキュラム・マネジメント：学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を３つの側面から見直しを行うこと。

【３つの側面】

・教科等横断的な視点
・教育課程の実施状況を評価・改善
・必要な人的又は物的な体制を確保

【３】英語教育の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　就学前（保育所５歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
⑵　小学校１・２年生及び中学校においては「教育課程特例校制度」を活用し、連続的・系統的な英語教育の充実に努める。
⑶　小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
⑷　授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
⑸　「実用英語技能検定受験料補助制度（３級以上の受験者）」の周知・活用を進める。
⑹　小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

［本年度の指示事項］

⑴　外国人講師の活用に当たっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、イングリッシュキャンプや研修を行えるよう努めること。
⑵　英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。特に、小中学校においては、特別の教育課程を編成していることについて、保護者に周知すること。
⑶　小学校３年生から６年生においては、新学習指導要領を踏まえ、加配教員や中学校専科指導教員を十分に活用すること。また、適切な評価を行えるように努めること。
⑷　「実用英語技能検定受験料補助制度」について、生徒・保護者等に学校だより等を活用し、周知に努めること。
⑸　中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、イングリッシュ・シャワー・プログラムを実施すること。
⑹　中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○英語教育に係る加配教員の配置
　・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校
　・指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第一中学校、第二中学校
　・小中連携教科指導加配（外国語）：第一中学校（第三・第四小学校 兼務）
○英検ＩＢＡ（英語能力判定テスト）の実施（中学校）
○実用英語技能検定受験料の一部補助（３級以上受験者）

【4】豊かな人間性の育成

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。

⑵　児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通した道徳教育を推進し、一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深め、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。

⑶　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。

⑷ いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。

⑸「島本町いじめ等防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。

⑹　ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。

⑺　子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

[本年度の指示事項]

⑴　情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。

⑵　全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。

⑶　いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかり受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

⑷　不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

⑸　子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。

⑹　「文部科学省や府の新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を取り入れた学校生活の中で、様々なストレスにさらされている児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努める

とともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくこと。

(7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○町小中生活指導研究協議会の開催　月例で開催
○町教研専門部会「道徳部会」の開催　定例開催
○町人権教育研究協議会の開催
○あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
○町のいじめ・不登校（虐待）対策連絡会の開催

【５】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。

⑵　幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを実施する。

⑶　児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。

⑷　子どもの基本的生活習慣を確立するため、「健康３原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。

⑸　食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。

⑹　学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。

⑺　性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

[本年度の指示事項]

⑴　喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に１回以上開催すること。

　また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。

⑵　部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施するとともに、外部指導者等地域の協力を活用しながら、合理的かつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

⑶　「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が３１℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。

⑷　新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。

⑸　健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食

・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

⑹　食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的に確認し、対応できるようにすること。

　対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
○薬物乱用防止教室の開催（中学校）
○体育授業で地域人材や学生ボランティアとの連携
○体育指導方法の習得・研究

【６】保幼小連携の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまろキッズプラン３か年計画」を推進する。（学識経験者意見）
⑵　町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラム（案）を試行する。
⑶　みづまろキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通した学び」と「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）の作成に努める。

[本年度の指示事項]

⑴　全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」、「子育て支援相談機関連絡会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
⑵　町立幼稚園・保育所においては、かがく遊びを柱に、子どもに応じて、実践を変化・発展させた実践事例を積み上げていくこと。
⑶　かがく遊び体験活動を通して「もの・こと」の性質や仕組みを感じ取らせ、最終的には自分なりの理屈を構築させ、独力で思考スキルを獲得させること。

※「かがく遊び」の定義
「もの（＝物質）」や「こと（＝現象）」を使いながら、その性質・仕組みを感じ取り、子どもなりの思考力（＝「科学的な見方・考え方の基礎」）を培うための就学前から低学年児童を対象とする「かがく遊びプログラム」をいう。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

【保幼小連携教育推進に係る主な取組】
○みづまろキッズプラン策定委員会の開催
○保幼小連携推進協議会の開催
○保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
○保幼小連携推進協議会実践発表
○保幼小交流活動（年長児と１年生）の実施

※アプローチカリキュラム：５歳児の後期における教育課程・保育課程
※スタートカリキュラム：幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程

【７】支援教育・保育の充実

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　平成２８年４月１日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。

⑵　発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。

⑶　島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。

⑷　通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。

⑸　特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。

⑹　０歳から成人までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

[本年度の指示事項]

⑴　児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。

⑵　就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。

⑶　通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指す。

⑷　身近にいる障害のある仲間との相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習の促進を図ること。また、福祉体験活動等を通じて、福祉教育を推進すること。

⑸　卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実に努めること。

⑹　０歳から成人までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

○スーパーバイザーによる巡回相談・研修の開催
○支援教育コーディネーター連絡会の開催
○保護者も対象としての講演会の開催
○障害者理解に係る講演会の開催
○保幼小交流の実施
○通級指導担当者会議の開催（月１回）
○教育センター所内会議の開催（月１回）
○相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

Ⅱ　信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

【１】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。

⑵　小中学校においては、学校教育自己診断を年１回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年４回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。

⑶　地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である学校支援「ゆめ本部」との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。

⑷　新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

[本年度の指示事項]

⑴　社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまろキッズプラン（３か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。

⑵　新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。

⑶　学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。

⑷　学校・幼稚園・保育所・学童保育室を中心としたネットワークを拡充するため、放課後子ども教室推進事業や島本町いきいき・ふれあい教育事業などに教職員やＰＴＡがより積極的に関わるよう努めること。また、教職員や地域の方々との合同の研修等についても検討すること。

⑸　学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○学校協議会の開催
　・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
　・各学校における取組等への支援、評価
○保・幼・小連携推進協議会の開催
○放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
○地域ボランティアや学生による木工、家庭科等の授業支援の実施
○放課後子ども教室や校庭開放の実施

【２】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　子どもの安全を確保するため、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、地震等の災害及び事件・事故が発生した場合、迅速かつ的確な行動ができるための学校独自の危機管理マニュアルを整備し、事態を想定した実践的な訓練を行う。

⑵　子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。

　さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。

⑶　ＰＴＡ・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。

⑷　学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。

［本年度の指示事項］

⑴　学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、学校教育活動全体を通した安全・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び地震等をはじめとする集中豪雨・落雷等の自然災害に備える防災教育の推進や熱中症等の事故防止に努めること。

⑵　「学校・幼稚園における災害対応マニュアル（資料）」や平成３０年７月以降に作成の「地震における緊急対応ガイドライン」、「地震対応マニュアル」等を活用し、全ての教職員が役割を分担するとともに、学校安全担当者を明確にするなどして、学校安全の推進体制を整備するよう努めること。

⑶　大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。

⑷　地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。

⑸　全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、ＡＥＤの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。

⑹　登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

⑺　学校・幼稚園・保育所・学童保育室における安全対策の取組が、安全で安心して暮らせる地域やまちづくりに貢献するものと捉えること。

⑻　安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。

⑼　幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
○安全ボランティアの新規募集

※「ながら見守り」：登下校時に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるために、気負わず、構えすぎず、日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

【３】教職員の資質向上と服務の徹底

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。

⑵　社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ＩＣＴの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のＩＣＴ活用指導力を向上させる。

⑶　「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。

⑷　校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。

⑸　不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年度当初及び適宜服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。

⑹　行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないよう、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。

⑺　教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。

⑻　職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。

⑼　組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

［本年度の指示事項］

⑴　校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。

⑵　社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ＩＣＴ活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。

⑶　「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。

⑷　大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。

⑸　教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。

⑹　教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。

⑺　学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。

⑻　教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月４５時間、年間３６０時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活

動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

(9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

〇町教育委員会主催の研修会の開催

- 人権教育研修
- 生活指導研修
- 学力向上研修
- 外国語活動・英語研修
- 道徳教育研修
- キャリア教育研修
- 支援教育研修
- 幼小中一貫教育研修
- 初任者研修
- １０年経験者研修
- 食物アレルギー研修
- 給食指導に係る研修
- 保幼小合同研修
- カリキュラムマネジメント研修
- 要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
- 学童保育室指導員研修

【4】快適な教育・保育環境の整備

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

(1)　学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。

(2)　児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。

(3)　学校事務職員の事務連絡会に引き続き教育総務課職員が定期的に参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

[本年度の指示事項]

(1)　「島本町学校施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。

(2)　各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。

(3)　保育基盤の拡充に伴い待機児童が解消されたが、引き続き年間を通じ待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。

(4)　保育施設の長期的に適切な維持管理を行うため、長寿命化計画の策定を進めること。

(5)　全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○第二小学校屋内運動場長寿命化改修
○第二小学校体育館便所改修
○第三小学校下水放流切替
○第一中学校屋内運動場屋上防水改修
○第一中学校特別教室棟外壁改修
○保育施設長寿命化計画策定事業
○民間保育園保育士確保促進事業

Ⅲ　社会教育と生涯学習の推進

【１】青少年健全育成の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
⑵　青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
⑶　地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども１１０番の家」運動の周知を図る。
⑷　家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

[本年度の指示事項]

⑴　講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
⑵　事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
⑶　関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども１１０番」運動及び大阪府の事業「動くこども１１０番」を広報誌等で周知すること。
⑷　島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○青少年人権教育事業の開催
　・親子体験学習
　・手話教室
　・アート教室
　・書道教室
　・学習支援の場
　・識字学級
○解放子ども会の支援
○青少年指導員協議会主管事業の開催
　・青少年健全育成大会
　・夜間パトロール
○「こども１１０番の家」運動の実施
　・「こども１１０番の家」運動を広報誌等で周知
　・大阪府が実施している「動くこども１１０番」運動を広報誌等で周知
○俳句大会の開催（中高生対象）
○いきいき・ふれあい教育事業の実施
○「二十歳の集い」（仮称）の開催

【2】文化財保護の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

(1)　町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
(2)　埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
(3)　歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
(4)　歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、管理運営に支障のない範囲で、団体による使用を許可し、保存と活用の両立を図る。

[本年度の指示事項]

(1)　新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
(2)　埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施し、埋蔵文化財の周知・啓発に取り組むこと。
(3)　文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
(4)　歴史文化資料館及び史跡桜井駅跡について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、一定の要件を満たす団体に限定することや必要に応じて条件を付すなど、各施設の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○町指定文化財等候補の調査
　・町内の古文書調査
○埋蔵文化財の調査
○歴史文化資料館の展示
　・企画展の開催
　　「町内発掘調査成果速報展」
　　「むかしの道具」展
　・「水無瀬駒　関連資料」実物展示
○歴史文化資料館の活用
　・講演会
　・資料館コンサート
○史跡桜井駅跡の活用
　・町が支援する団体の事業
○地域伝統文化活性化事業
　・伝統文化　将棋教室
　・小・中学生等将棋大会

【３】生涯学習活動の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
⑵　生涯学習の推進を全庁で共有し、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
⑶　町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
⑷　学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

[本年度の指示事項]

⑴　各種教室等について、従来開催してきた教室において開催回数等を見直し、より多くの住民が参加しやすい内容となるよう努めること。また、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
⑵　講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
⑶　生涯学習関係団体の活動内容や連絡先などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
⑷　生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対し、団体制度の説明を行うなど、積極的に取り組むこと。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○各種教室等の開催
・シニア世代学級（旧年長者学級）
・古文書講座
・民謡教室
・少年少女和太鼓教室
・和太鼓教室(青年の部)
・和太鼓教室(一般の部)
・陶芸教室
・たのしい絵画教室
・ポーセラーツ教室
・グラスアート教室
・トールペイント教室
・クラフト教室
・苔テラリウム教室（新規）
・浴衣着付教室（新規）
・文化教室（小学生英語教室）
○三島ブロック連携講座
・おおさかふみんネット
○文化祭事業実行委員会主催事業の後援
・文化祭
○生涯学習関係団体の支援

【4】図書館サービスの推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

(1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
(2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
(3) 北摂地区における公立図書館の広域利用について、円滑な運営に努める。
(4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
(5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。
(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、可能なサービスに努める。（学識経験者意見）

[本年度の指示事項]

(1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
(2) 毎月、利用者の興味を引くような特集コーナーを設けること。
(3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
(4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
(5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、雑誌カバーへの広告掲載を進めること。
(6) 机へのパーテーション設置や座席のレイアウトを工夫するとともに、事業を実施する際には感染拡大防止に努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○定例的な事業の開催
- おはなしかい（毎週土曜日）
- わくわくかみしばい（毎月第１水曜日）
- 「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日）

○年間予定の事業の開催
- おはなしかいスペシャル（春・秋・クリスマス）
- こどもの読書週間の取組
- 読書オリンピック
- 図書館まつり（おはなしかい・講座・コンサート）
- なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）

○学校・団体と連携した取組の実施
- 「学校図書館専任職員連絡会」参加
- 子ども読書に係る関係機関等研修会
- 新任教員「社会体験研修」受入れ
- 中学校生徒職業体験「夢・ＷＯＲＫ・わく・ウィーク」受入れ
- 小学校児童「図書館見学」受入れ

【５】スポーツ活動の推進

≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

⑴　ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
⑵　町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
⑶　利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
⑷　定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
⑸　誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

[本年度の指示事項]

⑴　ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、広報誌やＨＰだけでなく、各小学校児童に対し案内を配布するとともに、ＰＴＡ行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
⑵　町立体育館の今後の方向性について、町財政との整合性を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
⑶　町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
⑷　参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
⑸　子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

○スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
・ニュースポーツ体験教室
・夜間ウォーキング
○スポーツ施設の貸出し
・町立体育館
・東大寺公園テニスコート
・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
○スポーツ教室の開催
・ヨガ教室
・ソフトバレーボール教室
・ダブルダッチ教室
・バドミントン教室
・ジュニアテニス教室
・体幹＆ストレッチ教室
・体力向上教室
○町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
・町民スポーツ祭
・スポーツレクリエーション祭
○スポーツ関係団体の支援
・社会教育関係団体
・総合型地域スポーツクラブ

資料２

島本町子ども読書活動推進のための方針

平成３１年３月

島本町教育委員会

目　　次

はじめに …… 2
1　子ども読書活動の意義 …… 2
2　これまでの取組の成果と課題 …… 3
⑴　家庭・地域における子ども読書活動の推進 …… 3
⑵　保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進 …… 3
⑶　小学校・中学校における子ども読書活動の推進 …… 4
⑷　町立図書館における子ども読書活動の推進 …… 5
3　子ども読書活動の推進のための具体的な取組 …… 7
⑴　家庭・地域における子ども読書活動の推進 …… 7
⑵　保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進 …… 7
⑶　小学校・中学校における子ども読書活動の推進 …… 8
⑷　町立図書館における子ども読書活動の推進 …… 9
4　関係機関の連携・協力と推進体制の整備 …… １０
⑴　関係機関との連携・協力 …… １０
⑵　推進体制の整備 …… １０
まとめ …… １０
【用語説明】 …… １２

【資料一覧】

1　平成３０年度子ども読書活動に関するアンケート調査結果
2　子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きていくための「生きる力」を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

すべての子どもがあらゆる機会と場所において、読書活動を行うことができるよう環境を整備するためには、関係機関が連携・協力して、これを推進する必要があります。

このことから、今般、子ども読書活動に関するアンケート調査結果やこれまでの取組の成果と課題を踏まえた本町の今後の方向性をお示しするものとして、「島本町子ども読書活動推進のための方針」を策定いたしました。

今後、本方針に基づいて、子ども一人ひとりが読書の楽しさ、素晴らしさを発見できる「いつでも、どこでも本に出会えるまち」を目指してまいります。

１　子ども読書活動の意義

平成１３年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」※1（平成１３年法律第１５４号）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、本町においては、平成１９年８月に「島本町子ども読書活動推進計画」、平成２６年２月に「第２次島本町子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校等において様々な取組を進めてきました。

一方で、読書活動の形成が不十分であることや情報通信手段の普及、多様化など、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化も見られます。

そういった急激な社会の変化の中で、自らが進んで本を読み、自発的に学ぼうとする子どもを育てていくことは、子どもの将来や明日の社会の発展のために必要なことと言えます。

子ども自身が本を手に取り、読書に親しむことのできる環境づくりが今後も重要であり、その重要性を本町の住民一人ひとりが改めて認識するとともに、関係機関が連携し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

2　これまでの取組の成果と課題

(1)　家庭・地域における子ども読書活動の推進

子どもが本を読んでもらった時期や保護者が本の読み聞かせをしていた時期は、小学校に入学するまでが大半を占めています。乳幼児期に日常の生活の中で読み聞かせをしてもらうことにより、本に触れる喜びを体験し、読書の楽しさを知り、読書への興味や関心が引き出され、その後の自主的な読書活動の原動力となっていきます。

乳幼児期から読書に親しむきっかけをつくっていくことが、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣形成に必要なことです。

本町では、ブックスタート事業※2として、いきいき健康課、子育て支援課、町立図書館の連携により、「島本出会いの絵本事業」を実施しています。

また、こんにちは赤ちゃん訪問（4か月）や乳幼児健診（1歳6か月、3歳6か月）時に、保育士や町立図書館司書からの絵本の読み聞かせの後に、希望された絵本を1冊配布しています。

(2)　保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進

保育所・幼稚園においては、絵本の読み聞かせが定着しつつあり、日々の積み重ねにより、子どもの感性が豊かになり、自己形成に繋がってきています。

家庭への絵本の貸出により、親子読書を薦めることで、親子のコミュニケーションの時間を持つことができ、子どもが絵本に興味を持つきっかけとなっています。

また、一緒に読んだ人や感想を「えほんカード」に記入してもらうことで、読書を楽しんでいる家庭が多くあるとの報告もあります。

一方で、読書に対してあまり積極的でない家庭も見受けられ、保護者の絵本離れに対する働きかけや啓発が課題となっています。

(3)　小学校・中学校における子ども読書活動の推進

朝の読書活動をはじめ、おはなしボランティアによる「朝のおはなし会」など、各学校において、特色のある読書活動を実施し、子どもが自主的に読書に親しみ、読書を継続することができる取組に努めています。

また、「あなたのおすすめ本のＰＯＰ広場」※3などの各種コンクールにも積極的に応募し、多くの賞を受けている学校もあり、日々の取組の成果が表れてきています。

学校図書館司書が小中学校全校に配置されたことにより、掲示物や行事のことなどを詳しく紹介できるほか、子ども一人ひとりの本の好みなどの把握も可能となり、子どもへのレファレンス※4も含めて丁寧な対応ができるようになってきています。

情報が次々と変化する時代にあって、どのようにすれば子どもが読みたいと思った時や興味を持った時に、リクエストに応じた図書を提供することができるのかが、課題となっています。

また、学校間の所蔵図書の把握ができておらず、「調べ学習」時に必要な教材の把握に時間が取られることや各学校にない図書資料を町立図書館で貸出しや返却する際の物流方法が不便となっている状況にもあります。

学校図書館での図書の貸出数については、小学校で平成２５年度の９０，１０１冊と比較して平成２９年度には１１９，６０５冊となっており、２９，５０４冊増加しています。

また、中学校においても平成２５年度の１２，０４７冊と比較して平成２９年度は１５，６８５冊となっており、３，６３８冊増加しています。

このことは、学校において図書の時間を設けたり、「調べ学習」をする時に資料や知識を得るために関係する図書を読む取組が定着してきた成果といえます。

学年が上がるにつれて、本を読まない傾向にあり、その理由として、小学校６年生では、本を読むのがきらいだから（３９．１%）、読みたい本がないから（３９．１%）、どの本がおもしろいかわからないから（３４．８%）に対して、中学校３年生では、本を読む時間が

ないから（５０．０％）、読みたい本がないから（３４．８％）、本を読むのがきらいだから（２５．８％）となっています。

本を読む時間がない理由として、小学校６年生では、友達と遊んでいるから（１００．０％）スポーツクラブやおけいこごとがあるから（８５．７％）、携帯電話やゲームをしたりテレビを見るから（８５．７％）に対して、中学校３年生では、携帯電話やゲームをしたりテレビを見るから（７２．７％）、勉強（塾や宿題）があるから（６９．７％）が上位を占め、スポーツクラブやおけいこごとがあるから（５１．５％）と続いています。

学校図書館に行った回数の問いに対しては、小学校６年生で４．８パーセント、中学校３年生で４９．６パーセントの児童生徒が行けていないと回答しています。

子どもがいきいきとした学校生活を送るための学校図書館の果たすべき役割を認識するとともに、学校図書館司書や司書教諭の選書やレファレンスの能力向上が求められています。

(4)　町立図書館における子ども読書活動の推進

町立図書館の入館者数は、平成２５年度の１４７，１７９人に比べ、平成２９年度は１３６，９９２人で１０，１８７人、率にして約6．9パーセントの減少。貸出数についても平成２５年度の３６６，１０６冊に対し平成２９年度は３２６，４０４冊で３９，７０２冊、率にして約１０．８パーセント減少しており、年々減少傾向にあります。

しかし、平成２８年１月から、乳幼児の保護者が子どもの泣き声に気兼ねなく町立図書館を利用していただけるよう毎週土曜日の午前１０時３０分から正午までを「赤ちゃんタイム」※5としたことや館内入口の特別展示コーナーの設置により、絵本などを手に取ることが増えるなど乳幼児とその保護者数が増えてきていると同時に、児童書（絵本含む）の貸出数は、増加傾向にあります。

また、読ませたい本だけでなく、時代の変化とともに子どもの関心も変わってくることを保護者が受け止め、子どものために本を予約することが多くなってきており、図書館システ

ムの更新によりインターネット予約ができるようになったのも大きな要因といえます。

図書館ボランティアの積極的な活動も大きな要因となっています。４グループの図書館ボランティアの活動の場となっており、「おはなしかい」に２グループ、「わくわくかみしばい」に１グループの構成となっており、乳幼児の大きな楽しみのひとつになっています。

また、「本の修理ボランティア」が１グループあり、傷んだ図書をきれいにしていただき、本の大切さを子どもに知っていただく、いいきっかけにもなっています。

町立図書館に行った回数では、小学校６年生が６９．９％、中学校３年生が８４．７％、保護者の６６．９％が１か月間、利用していないと回答しています。

読書に関心のない子どもや保護者が、町立図書館を訪れるきっかけとなるイベントの開催や情報の配信の充実に努めることが必要です。

保護者からの「子どもの読書活動に必要なこと」についての回答では、町立図書館における児童書の充実や読み聞かせの会など、読書に関するイベントの実施や広報活動の充実への期待が高いことがわかります。

小中学生の町立図書館の利用率が低い状況を見た時、図書館の魅力を感じ取られておらず、十分な魅力ある発信ができていないことがわかります。子どもの多様なニーズに応えるために「島本町立図書館資料収集方針」に基づき、幅広い分野で魅力ある本をできるだけ多く紹介する必要があります。

また、イベントの充実としては、「キッズライブラリアン（子ども図書館司書）」養成講座※6や職業体験「夢・WORK・わく・ウィーク」※7により、図書館を肌で感じ、その体験を通して図書館の魅力を知ってもらい、友達に幅広く伝えてもらう取組が必要です。

図書館司書は、図書館資料の選択、収集、提供などをはじめ、子どもの読書活動の推進に必要とする取組の企画、実施にあたっての重要な役割を担っています。図書館における専門的職員として、図書館資料に関する広範な知識や技術を身につけ、資質、能力等の向上のため、継続的、計画的な研修が必要です。

小中学生のスマートフォンの利用率は、年々増加傾向にあります。

また、スマートフォンの利用時間増に伴い、読書離れを懸念するところですが、子どもの読書活動を考える上で、多様な情報化に目を向けて、変化する状況に対応できるようにすることも必要です。

3　子ども読書活動の推進のための具体的な取組

(1)　家庭・地域における子ども読書活動の推進

関係機関が連携して、家庭における読書に関する情報提供を行うことで、保護者に読み聞かせの楽しさや読書の大切さについて啓発することにより、家庭・地域における読書活動の習慣化を図ります。

◆　「こんにちは赤ちゃん訪問」や「乳幼児健診」などの様々な機会を活用した家庭での読書習慣のきっかけづくり

◆　保護者への町立図書館におけるイベントやおすすめ本（ブックリスト）などの情報提供

◆　家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として家族の絆を深める「家読（うちどく）」※8の推進

(2)　保育所・幼稚園における子ども読書活動の推進

絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうことができる活動を積極的に行うことが必要です。一人ひとりの子どもが絵本等に親しむ機会を更に充実するために、推薦図書リストなどの活用により、計画的な読書活動の取組が行われるよう啓発していきます。

また、読書活動の意義や重要性について研修を深め、保護者への絵本の読み聞かせの大切さなどの啓発に努めます。

◆　絵本などの図書の充実

◆　子どもの興味や関心に合わせ、自由に選択し、図書を手に取れるような魅力ある環境づくり（えほんのひろば）※9

◆　発達段階に応じた図書の選定

◆　関係機関との連携による読み聞かせの推進

(3)　小学校・中学校における子ども読書活動の推進

子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけ、読書の幅を広げるため、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。このような機会の確保にあたっては、子どもにとって最も身近で立ち寄りやすい学校図書館の役割はとりわけ重要であり、様々な教科の学習に役立つ資料があることや、子どもが求めるニーズを達成できることで、学校図書館の存在意義が最大限発揮できると言えます。

このことから、学校図書館が、子どもにとっても、教員にとっても、頼れる場所となることを目指して、特定の分野に偏らない幅広いジャンルの蔵書構築に努めていく必要があります。

また、子どもがいきいきとした学校生活を送れるよう、学校図書館の自由な読書活動の場としての機能の充実に努めます。

◆　読書環境の整備（施設の充実・様々な教科と連動した図書の充実）

◆　図書の検索システムの導入

◆　物流システムのあり方の検討

◆　「朝の読書」の推進

◆　「ビブリオバトル」※10の推進

◆　町立図書館司書と学校図書館司書の連携による資質向上の推進（選書・レファレンス方法の習得、「ブックトーク」※11や「アニマシオン」※12など技法の研究）

⑷　町立図書館における子ども読書活動の推進

読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできるのが図書館であり、子どもの読書活動を推進していくために、豊富で多様な図書資料の充実が求められています。

児童図書の蔵書・貸出情報やおはなしかいの開催など子どもの読書活動の機会に関する情報の提供により、子ども読書意欲の喚起を図ります。

年間を通して乳幼児を対象としたおはなしかいを定例で実施し、子どもに読書の楽しさを伝えるとともに、乳幼児期からの読書に対する周囲の大人の関心を高めてまいります。

また、子どもや保護者を対象とした読み聞かせや講座、展示会などを実施するほか、子どもの読書活動を推進するボランティアなどへの支援やそれらの活動を行うための研修なども行っていきます。

◆　「赤ちゃんタイム」のＰＲや「おはなし会」などの本との出会い事業の推進

◆　町立図書館事業のＰＲ

◆　「子ども読書の日」など関連行事の実施

◆　見学や職場体験の受入れ

◆　キッズライブラリアン（子ども図書館司書）の養成講座の実施

◆　読書手帳の活用の検討

◆　小中学校と町立図書館の共同イベントの実施の検討

◆　保護者を対象とした読み聞かせ講座などの実施

◆　読み聞かせボランティアの養成

◆　ブックポスト※13の充実の検討

◆　町立図書館資料の団体貸出の実施

◆　学校図書館との連携（情報交換・蔵書把握・物流システムの構築）

◆　電子書籍を活用した図書館サービスの検討

◆　障害のある子どもの読書環境の整備

4　関係機関の連携・協力と推進体制の整備

⑴　関係機関との連携・協力

町立の各学校や園などでは、図書購入の予算が限られているため、各々が所蔵している図書に限界が見られ、「調べ学習」の時など、町立図書館を利用する機会が多くありますが、物流において不便であることや新刊などの情報が不足していたり、選書の方法に悩んでいることなど様々な課題に直面しています。

子どもの読書活動を推進していくためには、町立図書館、保育所、幼稚園、小中学校などの関係機関とのネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携や協力、情報交換などの取組を通して、子どもの読書環境の充実を図っていくことが必要です。

⑵　推進体制の整備

子ども読書活動の推進に関わる取組は、様々な機関において行われています。

それぞれの取組を効果的に進めていくためには、子ども読書活動の推進に関わる情報共有を図る体制を整備し、随時、進捗状況を確認していく必要があります。

このことから、定期的に開催している「学校図書館専任職員連絡会」※14に町立図書館の職員が出席することで、お互いの情報を共有し、子ども読書活動の推進の効果的な方策を調査・研究してまいります。

まとめ

急激な社会の変化の中で、自らが進んで本を読み、自主的に学ぼうとする子どもを育てていくことは、子どもの将来や明日の社会の発展のために必要なことと言えます。

子ども自らが本を手に取り、読書に親しむことのできる環境づくりが今後も重要であり、その重要性を本町の住民一人ひとりが改めて認識するとともに、関係機関が連携し、社会全体で

子どもの読書活動を支えていく必要があります。

今後は、この「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、島本町のすべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動が行えるよう、より一層の環境整備に努めてまいります。

【用語説明】

※1　子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念や必要な事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に資することを目的とした法律。

※2　ブックスタート事業

年齢に合った絵本を紹介し、手渡すことで、乳児にとって身近な大人の肌のぬくもりを感じながら絵本を読んでもらう体験の大切さを伝える事業。本町では、「こんにちは赤ちゃん訪問（4か月）」や「乳幼児健診（1歳6か月、3歳6か月）」時に、絵本の読み聞かせを親子で体験をしてもらうとともに絵本などのプレゼントを行っている。

※3　あなたのおすすめ本のＰＯＰ広場

おすすめしたい本について、どういったポイントがおすすめなのかを、簡単な文書やイラストで表現して、利用者に読みたい気持ちを起こさせるように紹介する大阪府立中央図書館主催のコンクール。

※4　レファレンス

利用者からの質問や相談を受けて、調べものに必要な資料の紹介や資料検索に必要な援助を行うこと。

※5　赤ちゃんタイム

乳幼児の保護者が子どもの泣き声に気兼ねなく図書館を利用していただける時間帯を設定したもので、本町では、平成２８年1月から、土曜日の１０時３０分から正午までとして開催している。

※6　「キッズライブラリアン（子ども図書館司書）」養成講座

子ども図書館司書の実習・体験を通して、図書館を肌で感じ、図書館の魅力を知ってもらい、友達に幅広く

伝えてもらうなど、学校と町立図書館の橋渡しとして養成して行くことを目的とした事業。

※7　職場体験「夢・WORK・わく・ウィーク」

中学生が、「働くことの意義」や「学ぶことの大切さ」を地域社会から学び、将来に夢や希望を持って、意欲的に自らの進路を考える「生きる力」を育成するために町内の企業や店舗などで職場体験を行う事業。

※8　家読（うちどく）

家庭での読書。家族が一緒になって読書を楽しむ時間を過ごし、読書を通して家族のコミュニケーションを図る取組。

※9　えほんのひろば

大人が子どもに本を読み聞かせるのではなく、くつろいだ雰囲気で子どもが自由に絵本を手に取り、絵本を通して会話をするなど、絵本がいっぱいの場所で絵本を楽しむ事業。

※１０　ビブリオバトル

参加者同士で、本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める事業。

※１１　ブックトーク

あるテーマに沿って、複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。

※１２　アニマシオン

読み聞かせから始まって、話の順序を変えたものを正しく並べ直したり、登場人物の持ち物についてのクイズを出し合ったり、作者の思いを感じ取って自分たちの感想を話し合ったり、詩や俳句の言葉を並べ替えて遊んだり、絵本の絵を楽しんだりする手法。

※１３　ブックポスト

町立図書館の閉館後や休館日にも、利用者が図書館資料の返却ができるように町立図書館外に設置された収納箱のことで、ふれあいセンター地下の入口、人権文化センター、歴史文化資料館の３カ所に設置している。

※１４　学校図書館専任職員連絡会

各小中学校に配属されている学校図書館司書が集い、図書の共同利用や各種資料の検索、多様な調査等に応じられる子どもの読書環境の充実のため、調査・研究の場として、毎月、定例で開催されている。

資料

図書館の来館者数、開館日数等

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
来館者数（人）	125,085	97,588	118,629
開館日数（日）	292	267	294
平均／日（人）	428	365	404

図書等の資料数

	令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末
一般図書（冊）	63,671	64,869	65,642
児童図書（冊）	32,416	32,826	33,644
視聴覚資料（点）	8,461	8,558	8,638
合計	104,548	106,253	107,924

図書等の貸出数

	令和元年度	令和２年度	令和３年末
一般図書（冊）	169,120	155,226	181,988
児童図書（冊）	112,364	103,500	127,841
視聴覚資料（点）	22,542	18,471	19,040
合計	304,026	277,197	328,869
開館日１日当たりの貸出数	1,041	1,038	1,119

町立図書館から学校図書館への調べ学習資料貸出数（令和４年度は１０月末現在）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校	51冊（2回）	58冊（5回）	36冊（1回）	2冊（2回）
中学校	384冊（9回）	198冊（9回）	29冊（7回）	58冊（8回）
合計	435冊（11回）	256冊（14回）	65冊（8回）	60冊（10回）

町立図書館から学校図書館への逓送便による貸出数（令和４年度は１０月末現在）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
小学校	34冊（20回）	45冊（26回）	68冊（42回）	37冊（23回）
中学校	2冊（2回）	5冊（4回）	32冊（13回）	1冊（1回）
合計	36冊（22回）	50冊（30回）	100冊（55回）	38冊（24回）

令和３年度　図書館事業

講座等	開催日	場所	内容	講師等	回数等	参加者数
おはなしかい	毎週土曜日	図書館内	絵本の読み聞かせ等	しまもとおはなしの会、おはなしの森、図書館職員	39回	延べ547人
わくわくかみしばい	第１水曜日	図書館内	紙芝居の読み聞かせ	グループ風	10回	延べ71人
はるのおはなしかい	令和3.4.24	図書館内	絵本の読み聞かせ等	しまもとおはなしの会	1回	26人
読書オリンピック２０２１	令和3.7.21～令和4.3.30	図書館内	81冊の本を読んだ幼児・児童・生徒に参加賞（缶バッジ）を配布	図書館職員	8ヶ月間	延べ189人
秋の読書週間あきのおはなしかい	令和3.10.16	図書館内	絵本の読み聞かせ等	おはなしの森	1回	36人
大人のおはなし会～ストーリーテリングを楽しもう～	令和3.10.16	ふれあいセンター第四学習室	大人を対象としたストーリーテリング	しまもとおはなしの会	1回	13人
読書のための音楽時間～癒しのひととき～	令和3.10.16	図書館内	アイリッシュハープ、ハンマーダルシマーの館内ＢＧＭ演奏	楽器奏者	1回	―
図書館たんけんクイズ２０２１	令和3.10.16～11.7	図書館内	館内にクイズのヒントを設置、正解者に「みづまろくんのしおり」を配布	図書館職員	20日間（期間中の開館日）	延べ232人
ぬいぐるみのおとまりかい	令和3.12.11～12.12	ふれあいセンター第四学習室及び図書館内	ぬいぐるみの館内での様子を撮影した写真の配布やお勧めの本の貸出し	図書館職員	1回	11人
なのはなのおはなし会	令和4.3.5	ふれあいセンター第四学習室	大人を対象としたストーリーテリング	しまもとおはなしの会	1回	17人

令和４年度　図書館事業（令和４年１０月末現在）

講座等	開催日	場所	内容	講師等	回数等	参加者数
おはなしかい	毎週土曜日	図書館内	絵本の読み聞かせ等	しまもとおはなしの会、おはなしの森、図書館職員	26回	延べ403人
わくわくかみしばい	第１水曜日	図書館内	紙芝居の読み聞かせ	グループ風	7回	延べ33人
はるのおはなしかい	令和4.4.23	ふれあいセンター４階展示室	絵本の読み聞かせ等	しまもとおはなしの会	1回	39人
えほんがいっぱい！展	令和4.4.24～令和4.5.1	ふれあいセンター４階展示室	ピーターラビットを中心に絵本の展示	図書館職員	6日間	198人
読書オリンピック２０２２	令和4.7.21～令和5.3.3	図書館内	80冊の本を読んだ幼児・児童・生徒に参加賞（缶バッジ）を配布	図書館職員	8ヶ月間	延べ210人（10月末現在）
折り紙で『みづまろくん』をつくろう！	令和4.8.23～8.26	図書館内	折り紙で、みづまろくんの顔をつくる	図書館職員	4日間	39人
秋の読書週間あきのおはなしかい	令和4.10.15	ふれあいセンター４階展示室	絵本の読み聞かせ等	おはなしの森	1回	21人
もうすぐお母さん、お父さんになる人の絵本講座	令和4.10.15	ふれあいセンター４階展示室	大人を対象とした絵本講座	絵本専門士	1回	15人
図書館たんけんクイズ２０２２	令和4.10.15～11.6	図書館内	館内にクイズのヒントを設置、正解者に「みづまろくんのしおり」を配布	図書館職員	20日間（期間中の開館日）	延べ162人（10月末現在）
読書のための音楽時間～ＢＧＭ　ｌｉｖｅ～	令和4.10.29	図書館内	ガムラン、ギターの館内ＢＧＭ演奏	楽器奏者	1回	—
多言語のおはなしかい	令和4.10.29	ふれあいセンター４階展示室	中国語、ドイツ語、英語、日本語のおはなしかい	ボランティア、図書館職員	1回	16人
多文化に触れよう。多言語の絵本展示	令和4.10.29～10.30	ふれあいセンター４階展示室	中国語、ドイツ語、英語、日本語の絵本を展示	ボランティア、図書館職員	2日間	98人

資料３

社会教育関係団体補助金の見直しについて（概要）

見直しの目的

第6次島本町行財政改革プランに基づき、団体の運営補助から事業補助への見直しを図る。

長年、団体への運営補助として補助金を交付してきたが、根拠の明解な事業補助へ転換することで、客観的に理解を得られやすいものとする。

新制度は、事業の終期を設定し、見直す。

本補助金の趣旨として、社会教育関係団体は、存在そのものが営利ではなく、団体が存在し、活発に活動すること自体が住民の社会教育・生涯学習活動に参加する機会を担保することになっている。　行政が直接事業することが難しい、多様な事業を社会教育関係団体が担っている。しかし、本町社会教育関係団体は、長年の活動の結果、人材不足や会員の減少など課題を有するものも少なくない。団体が今後、自立し健全な運営を行っていくステップとして、できるだけ分かりやすい制度とする。

	見直し後（令和５年度～）	現行（令和４年度）
㋐制度の名称	島本町社会教育関係団体補助金交付要綱	島本町社会教育関係団体補助金交付基準
㋑補助内容	団体の事業補助	団体の年間活動に対する運営補助
㋒対象団体及び補助額	※全団体を対象とする 文化協会 ＰＴＡ連絡協議会 音楽協会 体育協会 少年野球協議会 日本ボーイスカウト島本第１団 ガールスカウト大阪府第９０団 レクリエーション協会	※社会教育関係団体の内の一部のみ対象 文化協会（153千円） こども会育成連絡協議会（180千円） ＰＴＡ連絡協議会(27千円) 音楽協会（45千円） 体育協会（180千円） 日本ボーイスカウト島本第1団（0円） ガールスカウト大阪府第90団（0円） 少年野球協議会（90千円） 府ＰＴＡ連絡協議会（80千円） レクリエーション協会（0円）
㋓予算額	560千円 （上限額 70千円/団体×8団体） ※こども会連絡協議会の解散により、予算額を180千円減額。 755千円-180千円＝575千円を全団体で均等割した額を上限とする。	755千円
㋔補助額	①補助対象経費の合計②補助対象経費から収入を差し引いた額 ③上限額 ①②③いずれかの一番安価な額	予算通り（府Ｐ分は実費）

㋕補助金終期	令和５年度～７年度（３年間） ただし、３年間を確約するものではない。
㋖補助対象経費	島本町公募型公益活動支援事業補助金の対象経費に準ずる（要綱Ｐ５） ・報償費（ボランティア、出演者、講師などへの謝礼） ・旅費（出演者、講師などの交通費や宿泊費） ・消耗品費（文房具屋紙類、養生テープなど） ・印刷製本費（チラシやポスターの印刷費） ・光熱水費（事業実施に必要な光熱水費） ・通信運搬費（電話代や郵便代） ・委託料（専門的知識や技術を要する業務を外部委託する経費） ・使用料（イベントなどの会場等の使用料） ・賃借料（機器類のレンタル費用） ・備品購入費（事業で使用する機器等で、次回以降にも使用できるもの）

島教生第６９３号
令和４年８月３日

島本町社会教育関係団体
代表者　各位

島本町教育委員会事務局
教育こども部生涯学習課長

島本町社会教育関係団体補助金の見直しについて（通知）

平素は、本町社会教育行政に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、社会教育関係団体に対する補助金については、現制度の団体に対する運営補助から、新制度では、事業に対する補助へと改めることとなりました。

なお、新制度では、交付上限額を設定することとなりましたので、団体によっては、これまで交付を受けてきた補助金額よりも減額となる場合がありますことをご理解ください。

貴団体におかれては、事業の在り方や他の補助金の活用、予算執行の在り方などについても検討していただきますよう、お願いいたします。

今後とも、島本町社会教育関係団体としてより一層公益性の高い、効果的な社会教育活動を展開していただき、本町の社会教育・生涯学習の発展に寄与していただきますことを期待しています。ご不明な点がありましたら、生涯学習課までお問合せください。

島本町教育委員会事務局
教育こども部生涯学習課
担当：西村・小林
電話：９６２－６３１６

資料４

島健福第１６１７号
令和４年１１月９日

島本町社会教育委員会議
議長　様

島本町長　山田　紘平

島本町住民福祉審議会委員の推薦について（依頼）

晩秋の候　貴殿におかれましては、時下益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本町の住民福祉の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町の住民福祉審議会委員につきましては、貴会議より[中村　智　氏]をご推薦いただき、委嘱いたしておりますが、令和４年11月19日をもって委員の任期が満了いたします。

つきましては、引き続き、本審議会委員としてお力添えを賜りたく、下記のとおり次期委員の就任をお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ではございますが、発令手続き上必要ですので、別紙「推薦書」に記入のうえ、同封の返信用封筒にて、11月17日（木）までに返送いただきますようお願いいたします。

記

１　任　　期　　令和４年１１月２０日から令和６年１１月１９日まで（２年間）
２　開催予定　　年1～5回程度　2時間以内　（原則として平日の午後2時～4時）
　　※審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を徹底した上で、開催いたします。また、ご審議いただく内容によっては書面等による開催も検討いたします。
３　報　　酬　　1回7,500円（税引後支給額6,540円）
　　※会議後に指定の口座に振り込みます。
４　旅　　費　　費用弁償（島本町職員旅費条例による）
５　公務災害　　島本町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例による

※参考として、審議会条例、現在の委員名簿を添付いたします。

【参考】次期任期中の審議会開催予定（都合により変更することがあります）

- 令和４年度（11月～３月）＝　各計画（地域福祉計画・ひとり親計画）の進捗状況確認　（1～2回）
- 令和５年度（４月～３月）＝　地域福祉計画策定など（4～5回）
- 令和６年度（４月～10月）＝　ひとり親家庭等自立促進福祉計画策定など（4～5回）

（連絡先）
〒618-8570（住所記載不要）
島本町健康福祉部福祉推進課　担当：住屋
電話 075-962-8454（直通）